

大田市告示第96号

大田市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成17年大田市告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

大田市長 楫野弘和

第8条第2項、第9条第2項、第10条第4項、第11条及び第14条中「子ども家庭相談室」を「子ども家庭支援課」に改める。

別表庁内会議の部中「

健康福祉部子育て支援課	
健康福祉部子ども家庭相談室	

」を「

健康福祉部子ども保育課	
健康福祉部子ども家庭支援課	

」に改め、同表実務者会議の部中「

健康福祉部健康増進課	
健康福祉部地域福祉課	
大田市社会福祉協議会	
浜田児童相談所	
健康福祉部子ども家庭相談室	

」を「

健康福祉部地域福祉課	
大田市社会福祉協議会	
島根県浜田児童相談所	
健康福祉部子ども家庭支援課	

」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。